各 都道府県知事 市 町 村 長 特 別 区 長

> 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 (公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部 の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効 力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を 改正する省令の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第136号)が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

記

第一 改正の概要

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種の実施方法に、以下の方法を加えること。

- ・ 12 歳以上である者に対して、コロナウイルス(SARS—CoV—2)RNAワクチン(令和3年5月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。)を20日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回1.0ミリリットルとする方法
- ・ 6歳以上12歳未満である者に対して、コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年5月21日に法第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。)を20日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法
- ・ 生後6月以上6歳未満である者に対して、コロナウイルス(SARS-CoV-2) RNAワクチン(令和3年5月21日に法第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。)を20日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.25ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

官

四条の承認を受けたものであって、アン

性及び安全性の確保等に関する法律第十

日に医薬品、医療機器等の品質、有効

日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射 デュソメランを含むものに限る。)を二十

接種量は、

毎回一・〇ミ

2) RNAワクチン(令和三年五月二十

コロナウイルス(SARS-CoV-

(新設)

13

とし、接種量は、

毎回〇・五ミリリット

ルとする方法

前号に掲げるワクチンを二十日以上の

(新設)

リリットルとする方法 するものとし、

○厚生労働省令第百三十六号

患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整 改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。 備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十一条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の

令和五年十一月一日

るものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令 行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有す 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施 厚生労働大臣 武見

定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則(昭伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和四年厚生労働省令第百六十五号)附則第四項の規 和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に

(傍線部分は改正部分)

第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種の初回接種(次項及び次条において 合に限る。)により行うものとする。 満である者に対して当該予防接種を行う場 掲げる方法については生後六月以上六歳未 対して当該予防接種を行う場合、第三号に るいずれかの方法(第一号に掲げる方法に については六歳以上十二歳未満である者に 予防接種を行う場合、第二号に掲げる方法 「初回接種」という。)は、次の各号に掲げ (新型コロナウイルス感染症の予防接種の いては十二歳以上である者に対して当該 附 改 正 後 第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予 防接種の初回接種(次項及び次条において るいずれかの方法により行うものとする。 「初回接種」という。)は、次の各号に掲げ (新型コロナウイルス感染症の予防接種の 改 則 正 前

2 令和五年秋開始接種) トルとする方法 (略) 略)

満である者に対して当該予防接種を行う場 合に限る。)により行うものとする。 掲げる方法については十二歳以上である者 の各号に掲げるいずれかの方法(第一号に 防接種の令和五年秋開始接種(次項におい に掲げる方法については六歳以上十二歳未 に対して当該予防接種を行う場合、第二号 て「令和五年秋開始接種」という。)は、次

て一回筋肉内に注射するものとし、接種 量は、○・五ミリリットルとする方法 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい 前条第一項第一号に掲げるワクチンを

量は、○・三ミリリットルとする方法 量は、○・二ミリリットルとする方法 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい て一回筋肉内に注射するものとし、 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい て一回筋肉内に注射するものとし、接種 て一回筋肉内に注射するものとし、接種 前条第 前条第一項第五号に掲げるワクチンを 「は、○・二五ミリリットルとする方法 前条第一項第一号に掲げるワクチンを 一項第四号に掲げるワクチンを

のとし、接種量は、毎回〇・二五ミリリッ の間隔をおいて二回筋肉内に注射するも 第一号に掲げるワクチンを二十日以上

(新設)

三

(新型コロナウイルス感染症の予防接種の

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予

一| 5 四| 略

2 (新型コロナウイルス感染症の予防接種 略

令和五年秋開始接種)

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予 満である者に対して当該予防接種を行う場 に対して当該予防接種を行う場合、第二号 掲げる方法については十二歳以上である者 の各号に掲げるいずれかの方法(第一号に 防接種の令和五年秋開始接種(次項におい 合に限る。)により行うものとする。 に掲げる方法については六歳以上十二歳未 て「令和五年秋開始接種」という。)は、次

回筋肉内に注射するものとし、接種量は、 接種の終了後三月以上の間隔をおいて一 四条の承認を受けたものであって、 性及び安全性の確保等に関する法律第十 RNAワクチン(令和三年五月二十 ○・五ミリリットルとする方法 デュソメランを含むものに限る。)を初回 日に医薬品、医療機器等の品質、有効 コロナウイルス (SARS-CoV-アン

二 前号に掲げるワクチンを初回接種の終 五ミリリットルとする方法 に注射するものとし、接種量は、 了後三月以上の間隔をおいて一回筋肉内 · :

量は、○・三ミリリットルとする方法 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい て一回筋肉内に注射するものとし、接種 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい て一回筋肉内に注射するものとし、 前条第一項第二号に掲げるワクチンを 前条第一項第一号に掲げるワクチンを 〇・二ミリリットルとする方法

官

報

量は、○・五ミリリットルとする方法で一回筋肉内に注射するものとし、接種で一回筋肉内に注射するものとし、接種が無くが、一項第六号に掲げるワクチンを4 前条第一項第六号に掲げるワクチンを4 (略) 量は、 て一回筋肉内に注射するものとし、接種 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい 前条第一項第七号に掲げるワクチンを 〇・二ミリリットルとする方法

この省令は、公布の日から施行する。 附 則

2 六 前条第一項第四号に掲げるワクチンを て一回筋肉内に注射するものとし、接種初回接種の終了後六月以上の間隔をおい 量は、○・二ミリリットルとする方法 初回接種の終了後三月以上の間隔をおい 量は、○・五ミリリットルとする方法 て一回筋肉内に注射するものとし、接種

前条第一項第三号に掲げるワクチンを